



# 鳥取県公報

令和7年7月8日(火)  
号外第79号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則(13) (高等学校課)・・・2

# 教育委員会規則

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月8日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

## 鳥取県教育委員会規則第13号

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校授業料等減免規則（昭和26年鳥取県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(減免の願い出)</p> <p>第2条 授業料の減免を受けようとする者（鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号。第4条において「学則」という。）第28条第3項又は鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号。第4条において「通信教育規則」という。）第26条第3項の規定により退学の処分を受けた者（以下「退学処分者」という。）を除く。）は授業料減免願書（様式第1号）<u>により</u>、入学料又は入学選抜手数料の減免を受けようとする者は入学料減免願書（様式第2号）又は入学選抜手数料減免願書（様式第3号）により学校長に願い出なければならない。ただし、非常災害により提出が困難な場合は、この限りでない。</p>		<p>(減免の願い出)</p> <p>第2条 授業料の減免を受けようとする者（鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号。第4条において「学則」という。）第28条第3項又は鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号。第4条において「通信教育規則」という。）第26条第3項の規定により退学の処分を受けた者（以下「退学処分者」という。）を除く。）は授業料減免願書（様式第1号）<u>に市町村長が証明する所得課税証明書を添え</u>、入学料又は入学選抜手数料の減免を受けようとする者は入学料減免願書（様式第2号）又は入学選抜手数料減免願書（様式第3号）により学校長に願い出なければならない。ただし、非常災害により提出が困難な場合は、この限りでない。</p>	
様式第1号（第2条関係）		様式第1号（第2条関係）	
授 業 料 減 免 願 書		授 業 料 減 免 願 書	
出	略	出	略
願	在 学 高 等 学 校 第 一 学 年 高 等 学 校 課 程 科	願	在 学 高 等 学 校 第 一 学 年 高 等 学 校 課 程 科
者		者	
		住 所 郵便番号 □□□-□□	
		家	続 柄 氏 名 年 齢 学 校 ・ 学 年 年 間 総 所 得 金 額 備 考
		庭	父 ( )
		の	母 ( )
		状	( )
		況	( )
			( )

	( )						
	( )						
略	略						
上記の記載に相違ありませんので、授業料を減免して下さるようお願いします。 年 月 日 本人 氏名 保護者又 氏名 は後見人 鳥取県立 高等学校長 様	上記の記載に相違ありませんので、授業料を減免して下さるようお願いします。 年 月 日 本人 氏名 (印) 保護者又 氏名 (印) は後見人 鳥取県立 高等学校長 様						
注 略	注 略						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。